

固定資産税の前納報奨金制度廃止のお知らせ

令和2年度から、固定資産税の前納報奨金制度が廃止されることとなりました。これまで早期納付にご協力いただき、心からお礼申し上げます。また、制度廃止へのご理解と引き続き納期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 廃止の主な理由

- ・口座振替納付の普及などにより、自主納税に対する意識が広く浸透し、制度導入時の目的がほぼ達成されたといえること。
- ・固定資産税のみが前納報奨金制度の対象であり、制度を利用できるのは全期分を一括で納付できる人に限られ、不公平感があること。
- ・行財政改革の一環として経費節減が図られ、廃止によって生じる財源を町民の皆さんへのサービス向上に活用できること。

◇ 口座振替をご利用の方で、全期前納から期別納付に変更を希望される方へ

口座振替を利用されている方で、「全期前納」から「期別納付」への変更を希望される方は、手続きが必要です。令和2年度から変更する場合は、令和元年12月末までに手続きをお願いします。手続き方法等の詳細は、税務課までお問い合わせください。

※引き続き口座振替により全期前納を希望される方は手続き不要です。

問合せ 税務課 固定資産税グループ ☎029-288-3111(内線124、604)

未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別給付金が支給されます!

10月からの消費税税率引き上げにともない、子どもの貧困対策として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給します。

■ 支給対象者 (基準日：令和元年10月31日)

次の①～③の要件をすべて満たす方

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日において、これまでに婚姻をしたことがない方
- ③基準日において、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

■ 支給額 17,500円

■ 申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、福祉こども課まで提出してください。

■ 申請書類

- 申請書 ○戸籍謄本
- 本人確認書類(運転免許証など)の写し
- 受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- その他必要に応じて提出する書類があります。

■ 申請期限 12月2日(月)

※受付時間/平日、午前8時30分～午後5時15分
 ※対象と思われる方には、児童扶養手当現況届提出の通知に申請書を同封しています。支給対象にもかかわらず、申請書が届かない場合は福祉こども課までお問い合わせください。

申請先・問合せ 福祉こども課
 ☎029-353-7265(直通)

リハビリ・緩和・認知症の志村フロイデグループ 医療法人博仁会 志村大宮病院

茨城県指定 認知症疾患医療センター

最近物忘れが気になる、ご高齢のご家族の様子が気になる等の理由で、病院受診をご検討の方はお気軽にご相談ください。

また、受診以外についても、認知症に関する心配ごとやお悩みについてご相談に応じております。お一人で悩まず、まずは一度当センターへご相談下さい。

茨城県常陸大宮市上町318-1

TEL 0295-58-8020

※受診は完全予約制です。

開設日時 月曜～金曜 第4土曜日 9:00～17:00
 (祝祭日、年末年始は除く)

診察時間

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～ 11:30	○	△	○	○	○	△
午後 14:00～ 17:00	△	○	△	14:00 14:30 2 枠	△	○ 第4のみ

※初診枠は、第3火曜日 14:00から
 毎週木曜日 9:30、10:30、14:30 3 枠
 毎週金曜日 9:30、10:30 2 枠
 第4土曜日 14:00から